

2025年1月10日

お客様各位

一般財団法人北海道建築指導センター

建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う業務範囲の変更予定について

日頃より、北海道建築指導センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、令和4年6月に公布された建築基準法等の一部を改正する法律が、令和7年4月1日に施行され、建築確認対象の見直しや審査省略制度（いわゆる「四号特例」）が縮小されます。また、原則として、全ての建築物に対して、省エネ基準への適合が義務付けられることとなります。

このため、弊社では、改正法施行に伴う新たな業務等に対処するため、弊社の業務範囲の変更を予定しております。主な変更内容は、下記のとおりです。

また、業務範囲の縮小、又は、廃止の業務につきましては、年度内に業務を完了するため、順次、受付を終了いたします。

お客様には、このたびの業務範囲の変更に関してご理解の程、よろしくお願いいたします。

記

1 範囲を縮小する業務について

確認申請、適合証明（フラット35）、住宅性能評価、長期使用構造等確認審査、低炭素建築物技術的審査、BELS評価*、住宅性能証明書発行審査などについて、今後は、「一戸建ての住宅」のみと致します。

※非住宅のBELS評価は、変更ありません。（床面積の合計が10,000㎡未満の建築物）

2 新規の業務について

一戸建て住宅の省エネ適合性判定

※非住宅の省エネ適合性判定は、変更ありません。

（床面積の合計が10,000㎡未満の建築物）

3 廃止する業務について

耐震診断・耐震改修計画の審査・評定

【お問合せ先】

一般財団法人北海道建築指導センター 審査部審査課 TEL.011-241-1897